

## 1. 豪雪地帯対策特別措置法の一部改正(平成24年3月/全会一致)の内容

### ①特例措置の期限延長(平成34年3月31日まで)

- 基幹的な市町村道の改築に係る道府県代行の特例(14条)
- 公立小中学校の分校舎等の新築・改築等に係る国の負担割合の嵩上げ(第15条)

### ②配慮規定(恒久措置)の追加

- ア) 除排雪の体制の整備……………人口減少・高齢化等による除排雪の担い手不足に対応した地域における体制の整備。
- イ) 空家に係る除排雪等の管理の確保 ……除排雪が適切に行われない空家による周囲への危害の防止。
- ウ) 雪冷熱エネルギーの活用促進……………豪雪地帯における雪の冷熱をエネルギー源として活用した施設の整備等。

### (参考) 豪雪地帯対策特別措置法の概要

#### (1) 経緯

昭和37年に議員立法により制定。昭和46年に特別豪雪地帯における特例措置が設けられ、その後10年毎に特例措置の期限を延長。

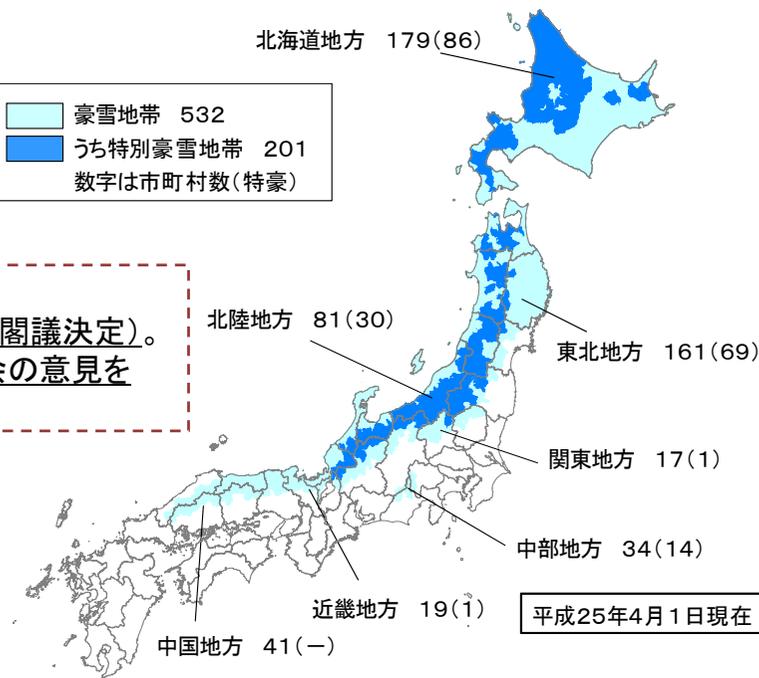
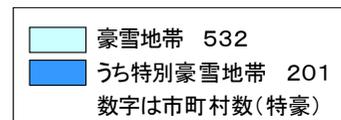
#### (2) 目的

豪雪地帯において、雪害の防除その他産業等の基礎条件の改善に関する総合的な対策を樹立し、その実施を推進することにより、豪雪地帯における産業の振興と民生の安定向上に寄与すること。

#### (3) 仕組み

##### ①「豪雪地帯」及び「特別豪雪地帯」の指定

積雪が特にはなはだしいため、産業の発展が停滞的で、かつ、住民の生活水準の向上が阻害されている地域について、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が政令で定める基準等に基づき指定(右図)。



平成25年4月1日現在

##### ②豪雪地帯対策基本計画の作成

ア) 国は、豪雪地帯対策の基本となるべき豪雪地帯対策基本計画を作成(要閣議決定)。その際、関係行政機関の長と協議し、かつ関係道府県知事及び国土審議会の意見を聴いて決定。

イ) 豪雪地帯の道府県は、道府県豪雪地帯対策基本計画を作成することができる。

##### ③基本計画に基づく事業に係る優遇措置

- ア) 恒久措置: 財政上の措置、地方債への配慮、資金の確保 等
- イ) 時限措置: 特別豪雪地帯における特例(10年間)
  - ・基幹的な市町村道の改築に係る道府県代行(第14条)
  - ・公立小中学校の分校舎等の新築・改築等に係る国の負担割合の嵩上げ(第15条)

## 2. 豪雪地帯対策基本計画見直しの背景(平成24年12月変更)

### ①豪雪地帯対策特別措置法改正で新たに追加された規定への対応

「除排雪の体制の整備」「空家に係る除排雪等の管理の確保」「雪冷熱エネルギーの活用促進」に関する規定の追加に対応。

### ②平成23、24年の大雪で明らかになった課題への対応

北日本から西日本の日本海側において低温状態が続く中での突発的な大雪が発生し、除雪作業中の事故等により兩年とも130名を超える死者が発生したほか、積雪による空家の倒壊、大型車のスリップ等に起因した多数の車の長時間停滞などの問題が顕在化。

## 3. 豪雪地帯対策基本計画の変更における主な追加・変更事項

項目	主な内容	
①除排雪の体制の整備 (雪処理の担い手の確保)	ア) 地域コミュニティの強化等による地域防災力の強化 イ) 除雪ボランティア等雪処理の担い手の受け皿整備 ウ) 建設業団体その他非営利団体等との連携 エ) 除雪作業の潜在的危険性に関する啓発活動の推進	 ← 除雪ボランティアの受け入れと技術指導
②空家に係る除排雪等の管理の確保	ア) 平時からの空家所有者の特定等による適切な管理の促進 イ) 倒壊の恐れのある空家の除却等の支援 ウ) 積雪により空家が既に倒壊した場合の対策 エ) 空家に係る除排雪等の先進的な取り組みの普及等	倒壊の恐れのある空家の除却→ 
③雪冷熱エネルギー等の活用促進	ア) 雪冷熱エネルギー等を冷暖房に活用する技術の開発 イ) 公共施設への積極的な導入と民間施設への導入支援 ウ) 雪冷熱の活用により加工・貯蔵した農産物のブランド化 エ) 実施事例の広報等を通じた普及啓発	 ← 滑走路から除雪した雪を保存し、空港施設の冷房に活用
④集中的降雪時の道路交通の確保	ア) 連鎖的滞留を防止するための通行止めによる集中的な除雪 イ) チェーン着脱場、除雪ステーション等の整備 ウ) スタッドレスタイヤやタイヤチェーンの早期装着に向けた啓発活動	チェーン装着の確認と指導→ 